

市議会令和4年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第10号～議案第17号

(第3集)

目 次

議案第10号	工事の請負契約の締結について（柏市立風早 中学校空調設備更新工事）	1
議案第10号資料	柏市立風早中学校空調設備更新工事関係	3
議案第11号	財産の取得について（救助工作車（Ⅲ型））	13
議案第11号資料	財産（救助工作車（Ⅲ型））取得関係	15
議案第12号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	19
議案第12号資料	財産（消防ポンプ自動車）取得関係	21
議案第13号	財産の取得について（高規格救急自動車）	25
議案第13号資料	財産（高規格救急自動車）取得関係	27
議案第14号	和解について	31
議案第14号資料	和解関係	35
議案第15号	市道路線の認定について	37
議案第15号資料	市道路線認定関係	41
議案第16号	市道路線の廃止について	53
議案第16号資料	市道路線廃止関係	55
議案第17号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務 組合規約の一部を改正する規約の制定に関す る協議について	57
議案第17号資料	千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正 する規約について	59

工事の請負契約の締結について

柏市立風早中学校空調設備更新工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 4年 9月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

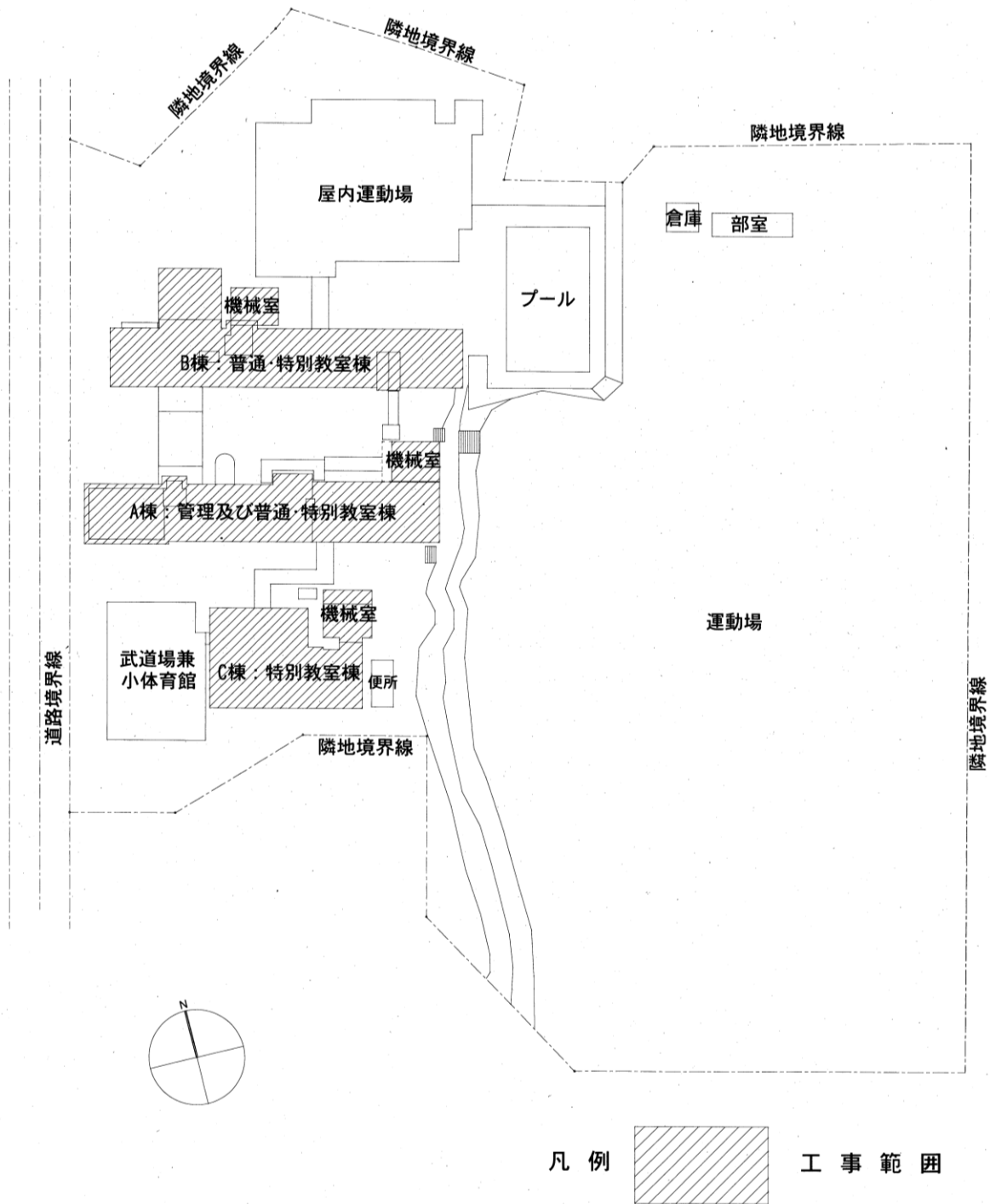
柏市立風早中学校の空調設備更新工事を行いたいので提案する。

- 1 名称
柏市立風早中学校空調設備更新工事
- 2 場所
柏市塚崎1319番地
- 3 概要
空調設備の熱源機器の更新及び個別空調設備の設置に係る機械
設備工事並びにこれらに伴う建築工事及び電気設備工事
- 4 契約の方法
制限付一般競争入札
- 5 契約金額
206,800,000円
- 6 契約の相手方
岡田・大黒特定建設工事共同企業体
構成員 柏市豊四季258番地の2
(代表者) 株式会社岡田工業所
代表取締役 岡田 勇
構成員 柏市旭町三丁目1番5号
株式会社大黒工業
代表取締役 佐藤 隆久

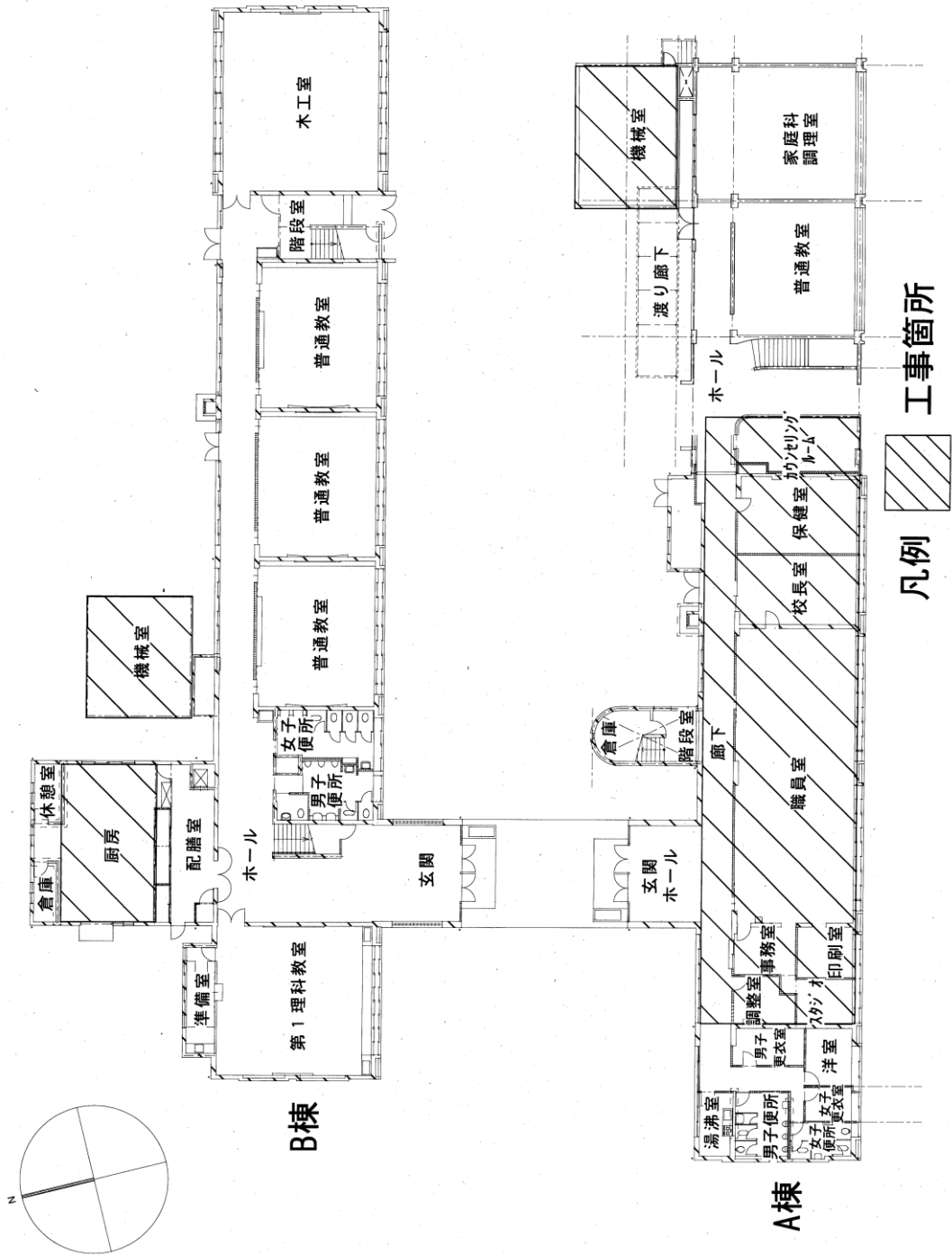
案内図



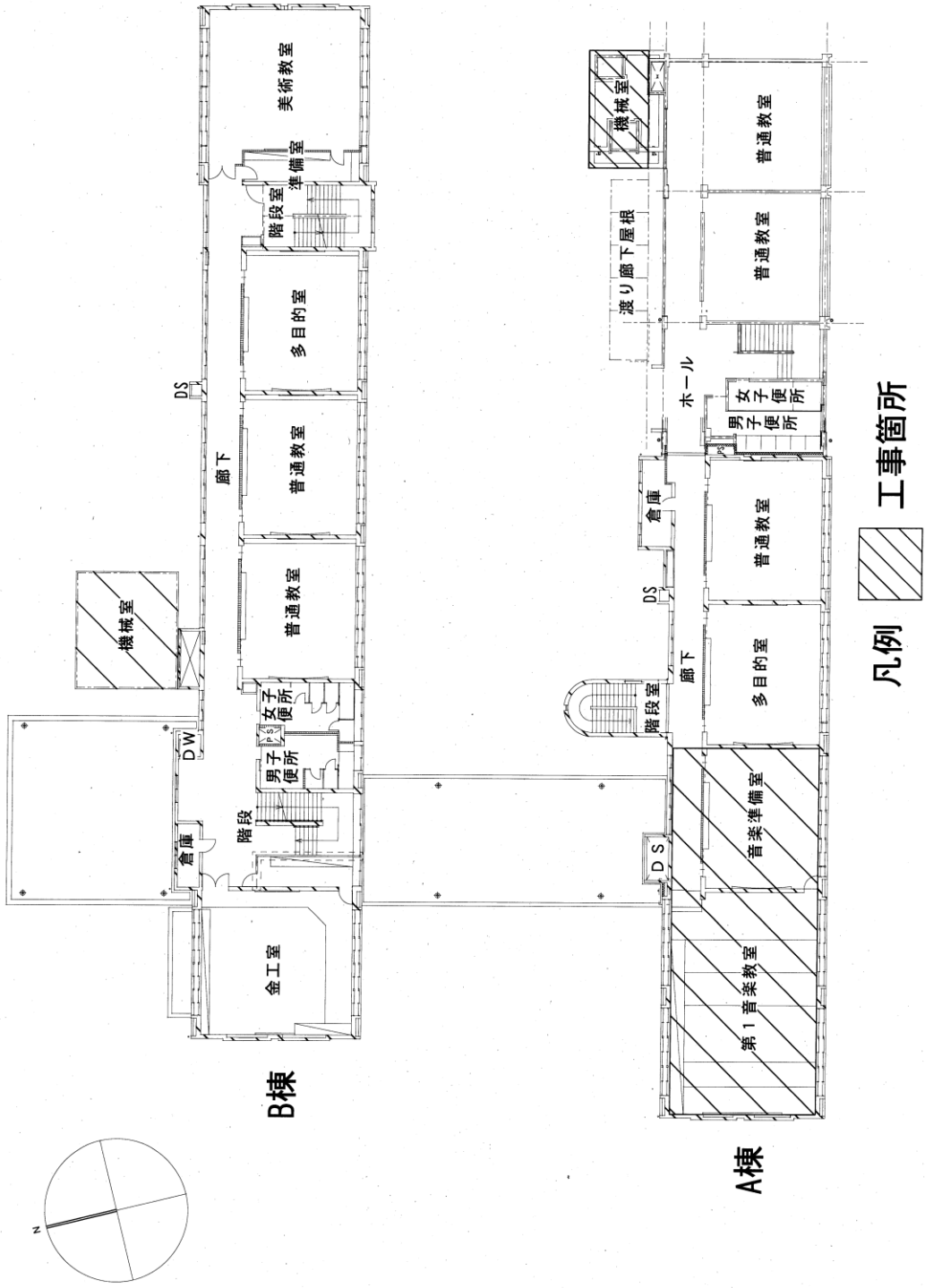
配置図



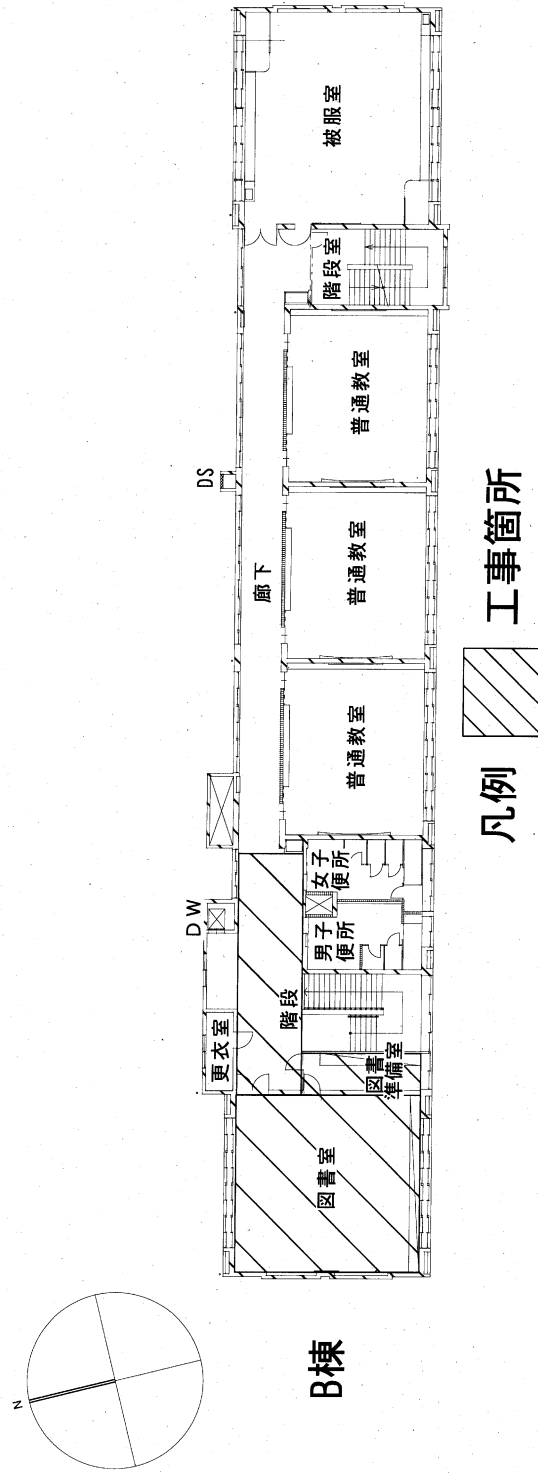
A・B棟1階平面図



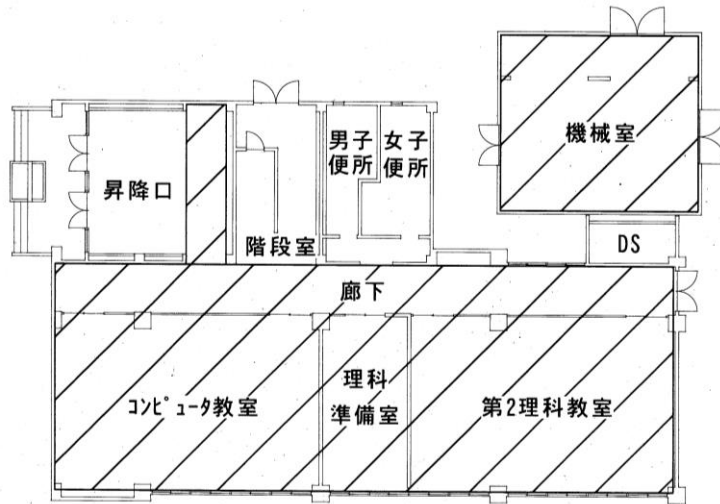
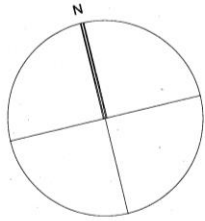
A・B棟2階平面図



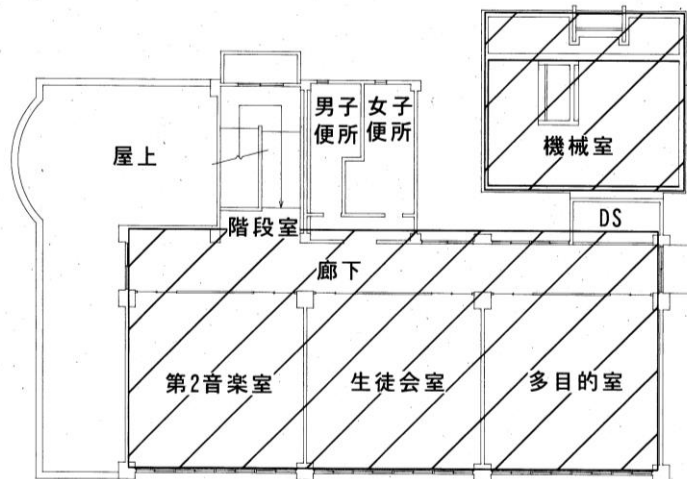
B棟 3階平面図




C棟 1・2階平面図



C棟 1階



C棟 2階

凡例  工事箇所

契約の経過

件名 柏市立風早中学校空調設備更新工事

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 4年 | 5月25日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 4年 | 5月26日から |
| | | 令和 | 4年 | 6月6日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 4年 | 6月8日 |
| 4 | 設計図書閲覧期間 | 令和 | 4年 | 5月25日から |
| | | 令和 | 4年 | 6月23日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 4年 | 6月24日 |
| 6 | 低入札価格調査会 | 令和 | 4年 | 7月5日 |
| 7 | 入札の状況 | | | |

(単位 千円)

入札	第1回	結果
入札業者名		
岡田・大黒特定建設工事 共同企業体	<u>188,000</u>	落札
サン商会・竹内設備特定 建設工事共同企業体	209,700	
エクエコ・柏タイル水道 特定建設工事共同企業体	247,400	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 8 | 仮契約 | 令和 | 4年 | 7月15日 |
|---|-----|----|----|-------|

工事請負入札参加業者調書

調査事項	業者名 (株)岡田工業所	(株)サン商会
代表者氏名	岡 田 勇	阿 部 泰 英
所在地 (本店又は主たる営業所)	柏市豊四季258番地の 2	柏市豊上町29番地4
建設業許可番号	知事(特-4)第1208号	知事(特-1)第24609号
総合評定値 (管工事)	876点	917点
年間平均完成工事高	707,543千円	403,901千円
営業年数	52年	34年
資本金	50,000千円	25,500千円
主な実績	中央体育館改修工事(機械設備工事) [柏市]	柏市立大津ヶ丘中学校空調設備更新工事 [柏市]

(株)エクエコ
小 林 宏
柏市高柳863番地1
知事(特-2)第35327号
972点
860,730千円
25年
20,000千円
南部近隣センターリノベーション改修工事(機械設備工事) [柏市]

財産の取得について

消防車両の整備を図るため、次のとおり財産を取得する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

救助工作車（Ⅲ型）を取得したいので提案する。

- 1 取得する財産
救助工作車（Ⅲ型） 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
189,200,000円
- 4 契約の相手方
東京都港区港南一丁目2番70号
帝商株式会社
代表取締役 中野 誠

議案第 1 1 号資料

財産（救助工作車（Ⅲ型））取得関係

契約の経過

件名 救助工作車（Ⅲ型）

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 4年 | 6月29日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 4年 | 6月30日から |
| | | 令和 | 4年 | 7月6日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 4年 | 7月7日 |
| 4 | 仕様書等閲覧期間 | 令和 | 4年 | 6月29日から |
| | | 令和 | 4年 | 7月13日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 4年 | 7月14日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

（単位 千円）

入札業者名	入札 第1回	結果
帝商(株)	<u>172,000</u>	落札
日本機械工業(株)	188,590	
(株)モリタ	192,000	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 4年 | 7月22日 |
|---|-----|----|----|-------|

財産取得入札参加業者調書

調査事項 \ 業者名	帝商(株)	日本機械工業(株)
代表者氏名	中野 誠	北橋 昭彦
本店の所在地	東京都港区港南一丁目2番70号	東京都八王子市中野上町二丁目31番1号
売上高	12,461,811千円	5,595,627千円
販売の経験年数	34年	93年
資本金	85,000千円	100,000千円
主な実績	救助工作車製造[浦安市]	救助工作車Ⅱ型[(岩手県)宮古地区広域行政組合]

(株)モリタ
加藤 雅 義
兵庫県三田市テクノパーク1番地の5
26,767,518千円
13年
1,000,000千円
救助工作車Ⅲ型[埼玉県深谷市]

財産の取得について

消防車両の整備を図るため、次のとおり財産を取得する。

令和 4年 9月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

消防ポンプ自動車を取得したいので提案する。

- 1 取得する財産
消防ポンプ自動車 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
61,160,000円
- 4 契約の相手方
東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北忠司

議案第12号資料

財産（消防ポンプ自動車）取得関係

契約の経過

件名 消防ポンプ自動車

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 4年 | 6月29日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 4年 | 6月30日から |
| | | 令和 | 4年 | 7月6日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 4年 | 7月7日 |
| 4 | 仕様書等閲覧期間 | 令和 | 4年 | 6月29日から |
| | | 令和 | 4年 | 7月13日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 4年 | 7月14日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

（単位 千円）

入札業者名	入札 第1回	結果
(株)モリタ	<u>55,600</u>	落札
日本機械工業(株)	57,000	
小川ポンプ工業(株)	57,500	
ジーエムいちはら工業(株)	57,800	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 4年 | 7月22日 |
|---|-----|----|----|-------|

財産取得入札参加業者調書

調査事項	業者名 (株)モリタ	日本機械工業(株)
代表者氏名	加藤 雅 義	北 橋 昭 彦
本店の所在地	兵庫県三田市テクノパーク1番地の5	東京都八王子市中野上町二丁目31番1号
売上高	26,767,518千円	5,595,627千円
販売の経験年数	13年	93年
資本金	1,000,000千円	100,000千円
主な実績	災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型)新規購入[栄町]	消防ポンプ自動車(CD-I型)[柏市]

小川ポンプ工業(株)	ジーエムいちはら工業(株)
小 河 元	光 野 幸 子
大阪府大阪市住吉区万代 東一丁目5番22号	栃木県鹿沼市縦山町上原 267番地
1,704,786千円	1,628,327千円
46年	50年
40,000千円	49,500千円
消防ポンプ自動車[神奈川県川崎市]	国立市消防団第四分団消防ポンプ自動車購入[東京都国立市]

財産の取得について

救急車両の整備を図るため、次のとおり財産を取得する。

令和 4年 9月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

高規格救急自動車を取得したいので提案する。

- 1 取得する財産
高規格救急自動車 1台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
31,788,900円
- 4 契約の相手方
千葉市中央区本千葉町9番21号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役 横田好之

議案第 13 号資料

財産（高規格救急自動車）取得関係

契約の経過

件名 高規格救急自動車

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 4年 | 6月29日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 4年 | 6月30日から |
| | | 令和 | 4年 | 7月6日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 4年 | 7月7日 |
| 4 | 仕様書等閲覧期間 | 令和 | 4年 | 6月29日から |
| | | 令和 | 4年 | 7月13日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 4年 | 7月14日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

（単位 千円）

入札業者名	入札 第1回	結果
千葉日産自動車(株)	<u>28,899</u>	落札
千葉トヨタ自動車(株)	32,000	
(株)ベルリング	37,000	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 4年 | 7月21日 |
|---|-----|----|----|-------|

財産取得入札参加業者調書

調査事項 \ 業者名	千葉日産自動車(株)	千葉トヨタ自動車(株)
代表者氏名	横 田 好 之	出 野 祥 平
本店の所在地	千葉市中央区本千葉町9番21号	千葉市中央区登戸二丁目2番7号
売上高	32,489,861千円	70,879,146千円
販売の経験年数	79年	75年
資本金	50,000千円	50,000千円
主な実績	災害対応特殊救急自動車 [柏市]	高規格救急自動車[市川市]

(株)ベルリング
飯 野 壘
神奈川県横浜市港北区新 横浜三丁目24番8号こ だまファンタジアビル6 階
674,530千円
10年
10,000千円
2中央2高規格救急自動 車・高度救命処置用資機 材購入[茨城県つくば市]

和解について

次のとおり和解をする。

令和 4年 9月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解をしたいので提案する。

1 和解の相手方

- (1) 柏市在住 A
- (2) 東京都葛飾区在住 B

2 和解の内容

- (1) 本市と相手方 A との間で締結した 3 の建物の建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）につき，相手方らは，本市に対し，連帯して滞納家賃金 649,000 円（和解の期日までに相手方らの支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となったときは，その減額後の額）の支払義務のあることを認め，次のとおり分割して支払う。ただし，和解の期日までに相手方らの支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となった場合であって，アに規定する期間に滞納家賃の支払が完了するときは，当該期間及びイに規定する期日を変更する。

ア 和解の期日の属する月から当該日から起算して 4 年 9 か月を経過した日の属する月まで，毎月末日限り，金 10,000 円ずつ

イ 和解の期日から起算して 4 年 10 か月を経過した日の属する月の末日限り，既払金を控除した残額

- (2) 相手方らは，本市に対し，前号のとおり滞納家賃を支払うほか，本件賃貸借契約に基づき，連帯して，毎月末日限り，当月分の家賃を支払う。

- (3) 相手方らは，本市に対し，前 2 号の金員を，本市が作成する納付書とともに柏市役所又は本市が指定する金融機関の窓口に持参する方法等により支払う。

- (4) 相手方らが，第 1 号アの金額の支払を 5 回以上怠り，かつ，その額が金 50,000 円に達したときは，相手方らは，当然に期限の利益を失い，本市に対し，連帯して同号の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

- (5) 次に掲げる場合，本件賃貸借契約は当然に解除となり，相手方 A は，本市に対し，直ちに 3 の建物を明け渡す。

ア 相手方らが第 1 号アの金額の支払を 5 回以上怠り，かつ，その額が金 50,000 円に達したとき。

イ 相手方らが第2号の家賃の支払を3回以上怠り、かつ、その額が3か月分に達したとき。

(6) 前号の場合、相手方Aは、3の建物の明渡し後、当該建物内に残置した一切の動産の所有権を放棄し、本市がどのように処分しようとも異議を述べない。残置した動産について第三者と紛争が生じた場合、相手方Aの責任で対処するとともに、残置した動産の撤去に要する費用は、相手方らの負担とする。

(7) 第5号により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、相手方らは、本市に対し、連帯して、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から3の建物の明渡しの日まで、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の割合による金員を支払う。

(8) 本件賃貸借契約の締結時に差し入れられた敷金は、3の建物の明渡し後、原状回復に要する費用及び滞納家賃に充当し、当該敷金に残余额が発生した場合、相手方Aに返還する。

なお、敷金充当後に原状回復に要する費用及び滞納家賃に残余额がある場合、相手方らの負担とする。

(9) 本市と相手方らは、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(10) 和解費用は、各自の負担とする。

3 明渡しの請求の対象となる建物

柏市新逆井二丁目7番市営住宅逆井団地の1室

議案第14号資料

和解関係

1 和解の概要及び理由

(1) 本市の市営住宅である柏市新逆井二丁目7番市営住宅逆井団地の1室の建物（以下「本件建物」という。）について、相手方らが、長期にわたり家賃を滞納していた。

(2) 本市は、相手方らと交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について、和解の内容のとおり合意したため、和解をするもの

なお、相手方Aは本件建物の入居者、相手方Bは本件建物の賃貸借契約に係る債務の連帯保証人である。

2 事件の概要

(1) 本市は、昭和63年3月頃、当時相手方Aと婚姻関係にあった者（以下「元配偶者」という。）に対し、旧柏市営住宅管理条例第7条の規定により本件建物に係る入居者の決定をし、本件建物を引き渡した。

(2) 本市は、元配偶者と相手方Aの離婚により、平成7年10月、柏市営住宅条例第13条第1項の規定により本件建物の入居について元配偶者から相手方Aに承継することを承認した。

(3) 相手方Aは平成30年12月分から令和4年3月分までの家賃のうち金649,000円を滞納していたため、本市は、相手方らと滞納家賃の支払及び本件建物の明渡し等について交渉を重ねた。

(4) 相手方らは滞納家賃を一括して支払うことが困難であることから分割での支払を求めたため、和解の内容のとおり合意した。

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 4年 9月 2日提出

柏市長 太田和美

提案理由

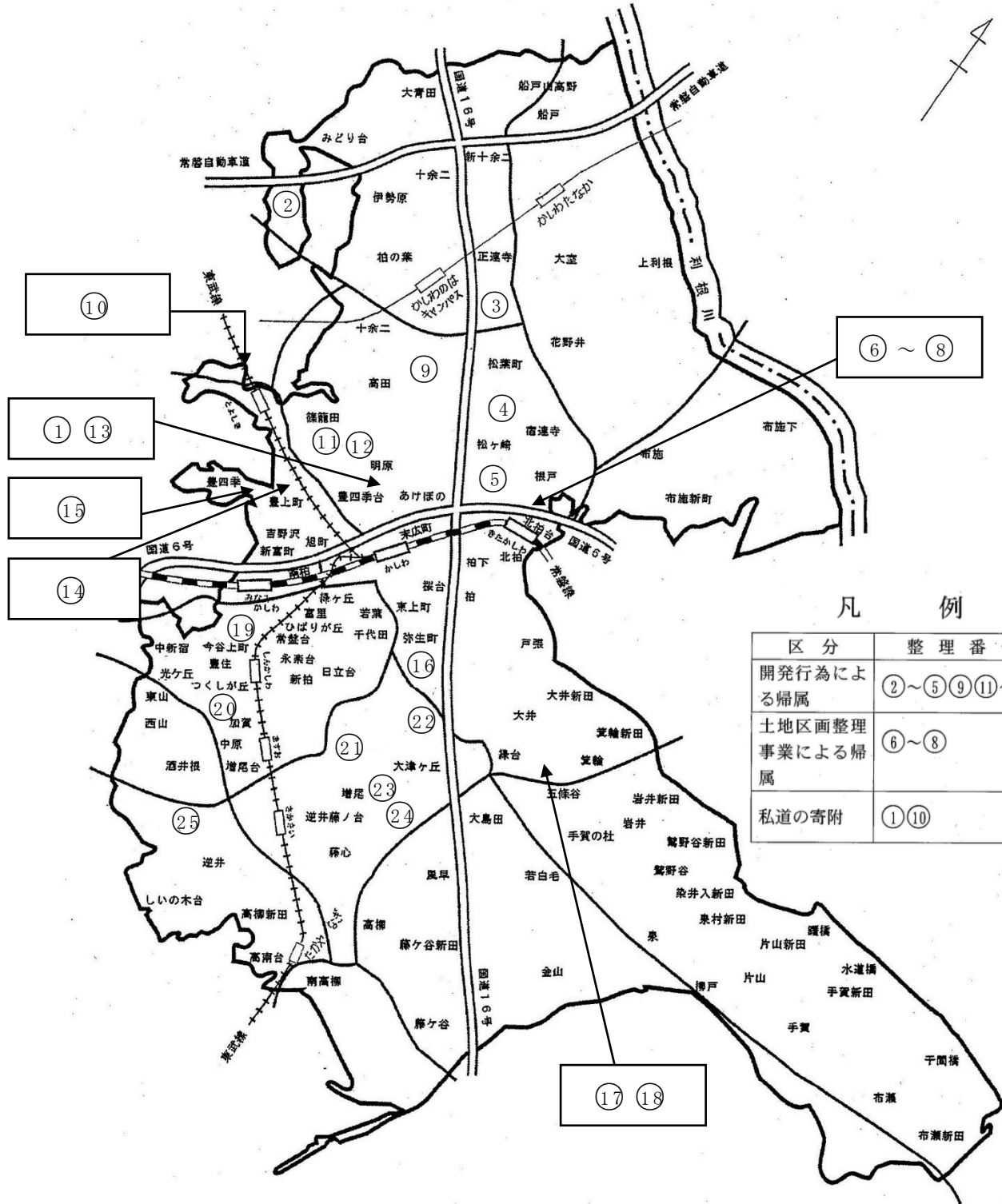
開発行為による帰属道路等を市道路線として認定したいので提案する。

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	03304 号線	豊四季台二丁目 937-78	
		豊四季台二丁目 937-17	
2	21180 号線	西原五丁目 86-230	
		西原五丁目 86-222	
3	21181 号線	若柴字北ノ下 74-22	
		若柴字天王前 362-6	
4	31159 号線	松ヶ崎字東山 239-3	
		松ヶ崎字東山 242-11	
5	31160 号線	柏字長山 288-17	
		柏字長山 288-10	
6	31161 号線	根戸字中馬場 1908-1	
		根戸字白田 2011-4	
7	31162 号線	根戸字中馬場 1827	
		根戸字北ノ内 1791-3	
8	31163 号線	根戸字中馬場 1828	
		根戸字中馬場 1829-15	
9	41253 号線	十余二字北庚塚 313-744	
		十余二字北庚塚 313-169	
10	41254 号線	豊四季字向神山 121-53	
		豊四季字向神山 121-51	
11	41255 号線	篠籠田字小町 1371-3	
		篠籠田字小町 1372-94	
12	41256 号線	かやの町 850-1	
		かやの町 850-20	
13	41257 号線	豊四季台二丁目 937-80	
		豊四季台二丁目 937-17	
14	41258 号線	豊四季字一本松 283-1	
		豊四季字一本松 283-16	
15	41259 号線	豊四季字笹原 337-44	
		豊四季字笹原 337-45	

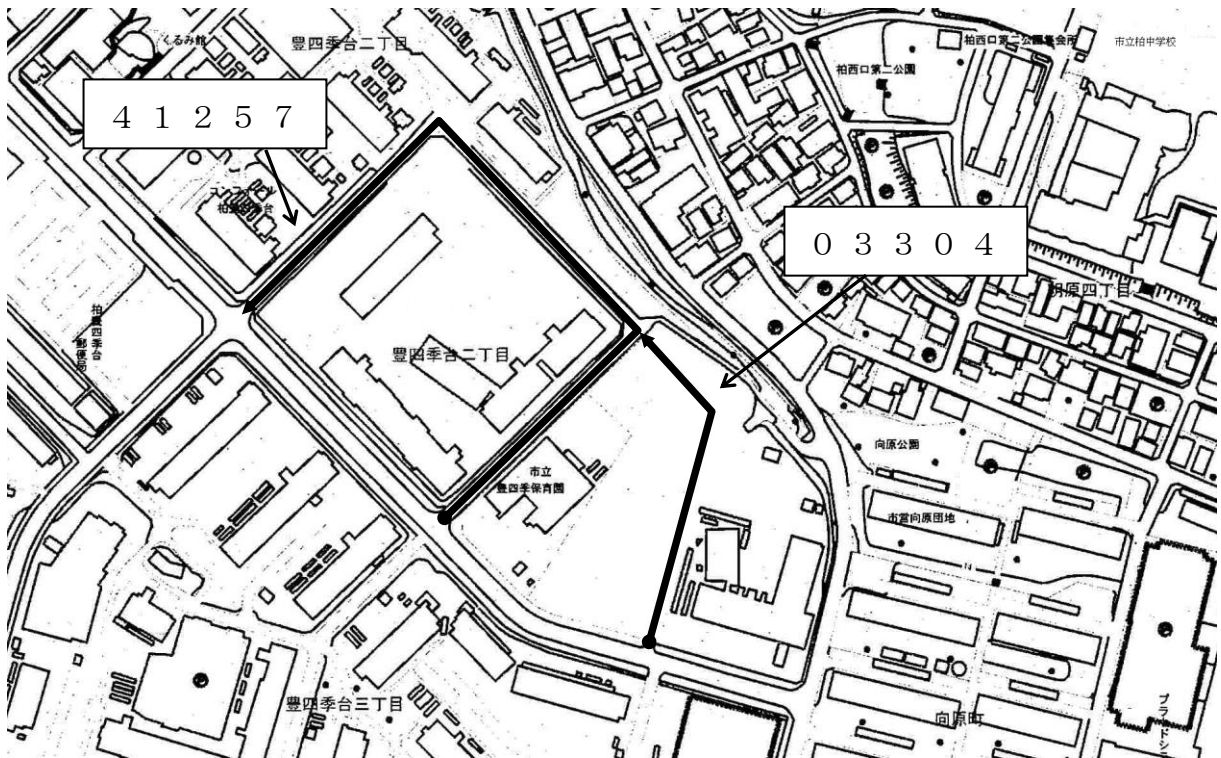
1 6	51153	八幡町 1390-154	
	号線	八幡町 1390-160	
1 7	51154	大井字天神向原 1915-55	
	号線	大井字天神向原 1915-50	
1 8	51155	五條谷字荒匂 14-27	
	号線	五條谷字荒匂 14-41	
1 9	61245	豊四季字低見台 640-1	
	号線	豊四季字低見台 637-29	
2 0	61246	東中新宿四丁目 217-92	
	号線	東中新宿四丁目 217-87	
2 1	71173	増尾四丁目 1193-5	
	号線	増尾四丁目 1193-11	
2 2	71174	大井字中ノ橋前 146-89	
	号線	大井字中ノ橋前 146-84	
2 3	71175	塚崎字白幡作 1151-9	
	号線	塚崎字白幡作 1151-17	
2 4	71176	塚崎字中畠 1051-2	
	号線	塚崎字中畠 1051-12	
2 5	81222	南増尾四丁目 2263-1	
	号線	南増尾四丁目 2255-22	

議案第15号資料

市道路線認定関係（数字は，議案に記してある整理番号）



整理番号 1, 13 (豊四季台二丁目) 私道の寄附, 開発行為による帰属



整理番号 2 (西原五丁目) 開発行為による帰属



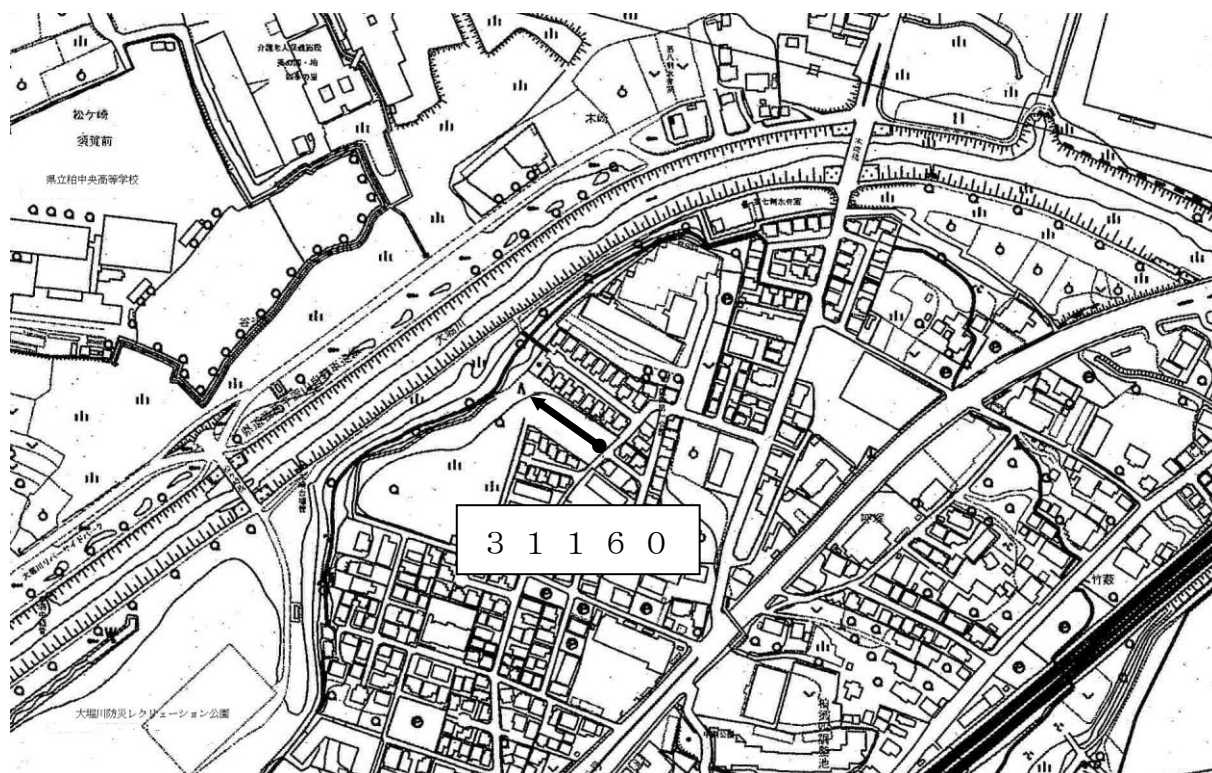
整理番号 3 (若柴) 開発行為による帰属



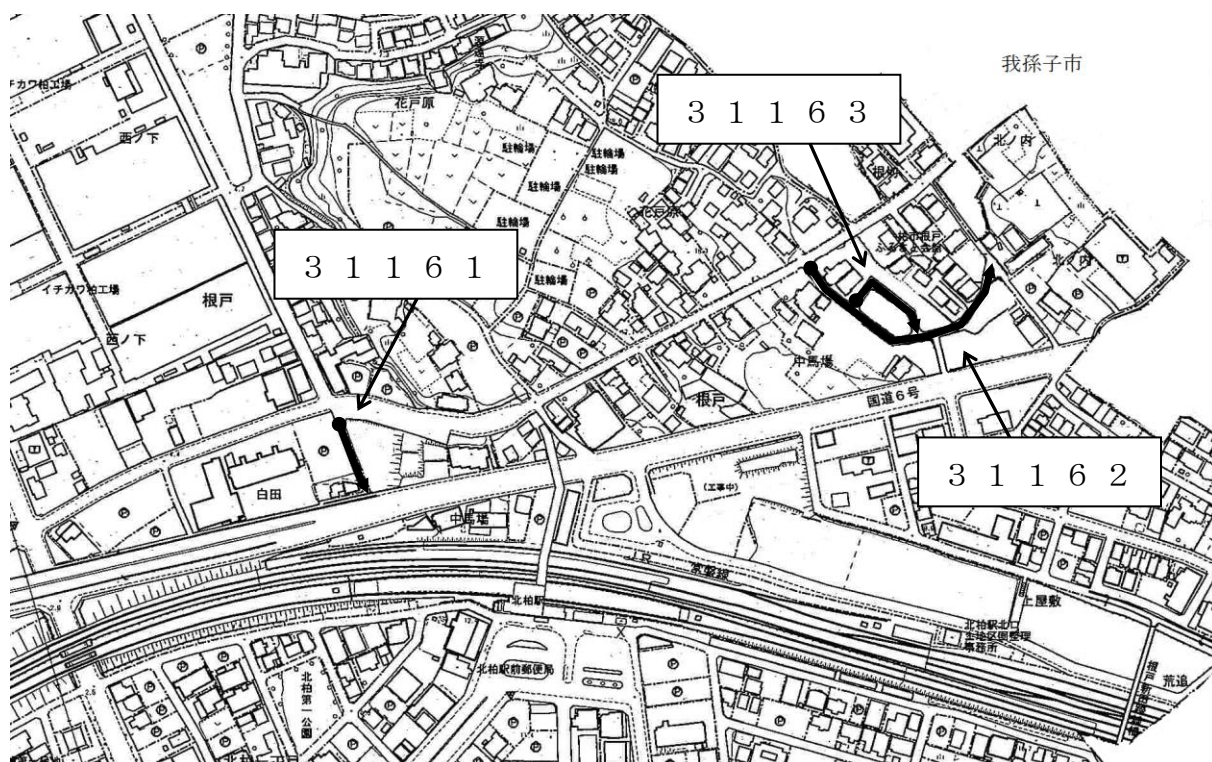
整理番号 4 (松ヶ崎) 開発行為による帰属



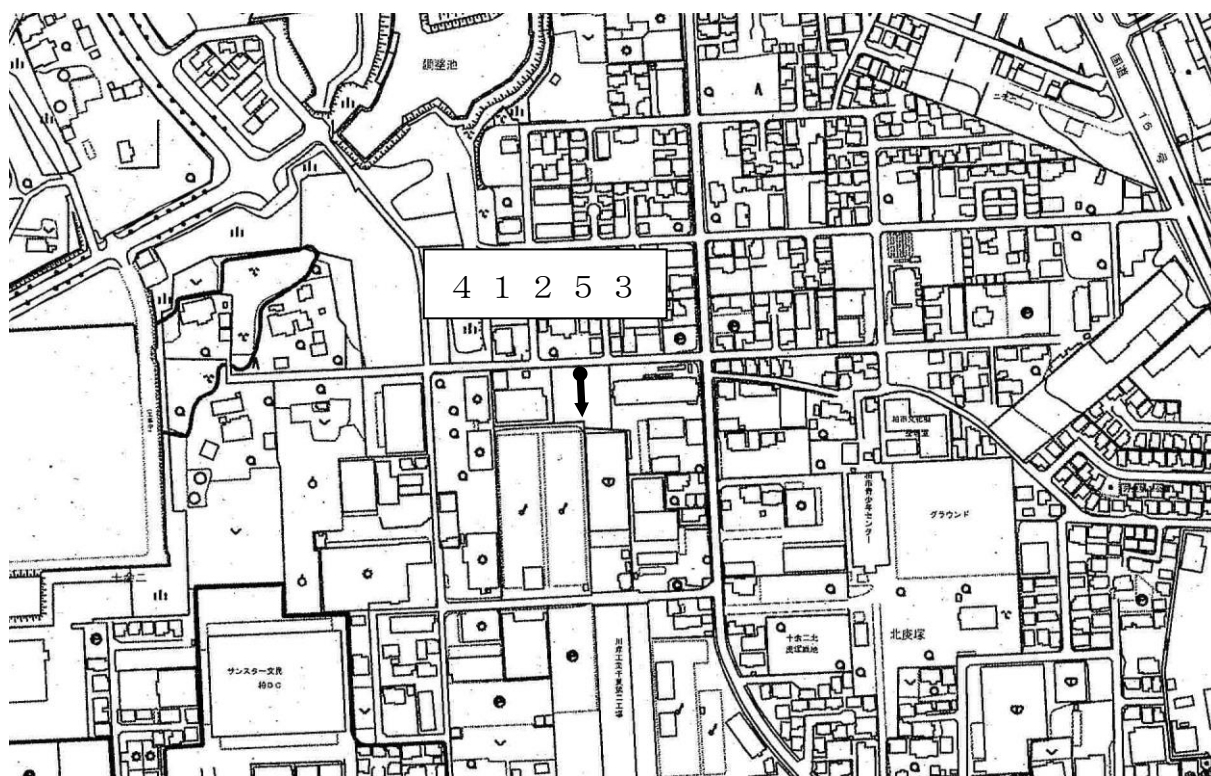
整理番号5（柏） 開発行為による帰属



整理番号6から8まで（根戸） 土地区画整理事業による帰属



整理番号 9 (十余二) 開発行為による帰属

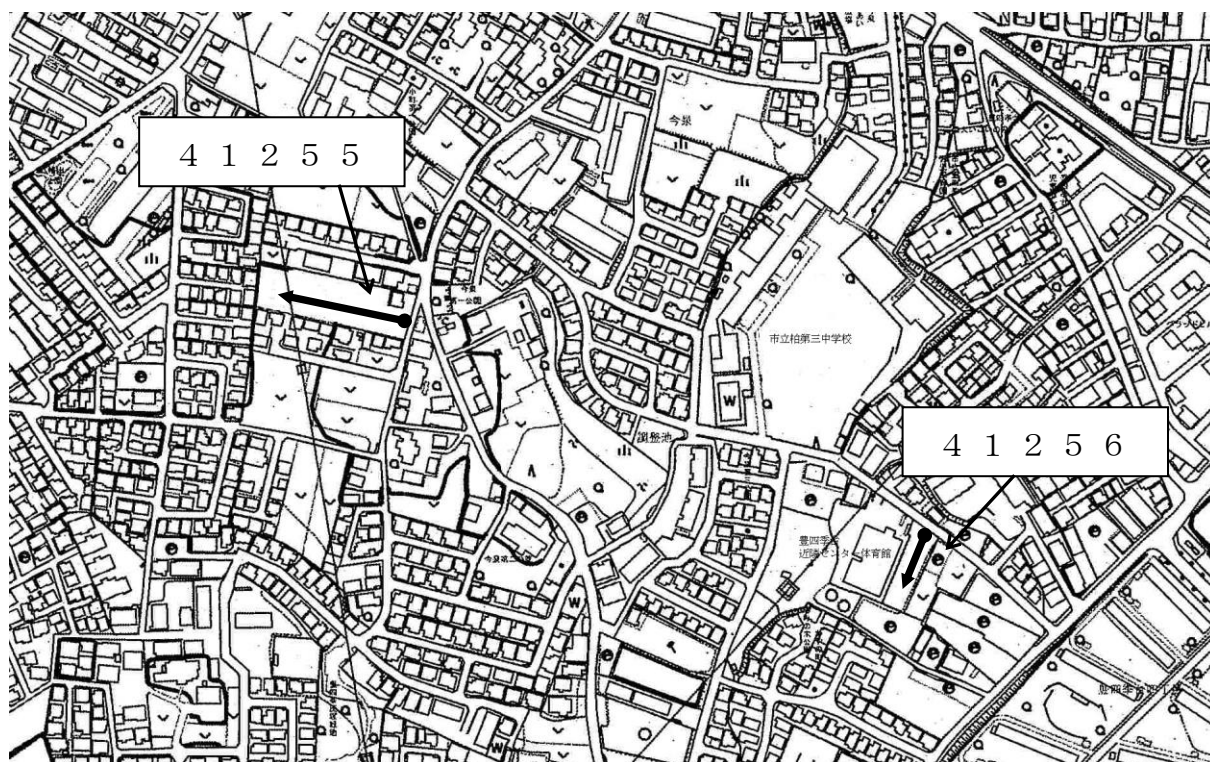


整理番号 10 (豊四季) 私道の寄附

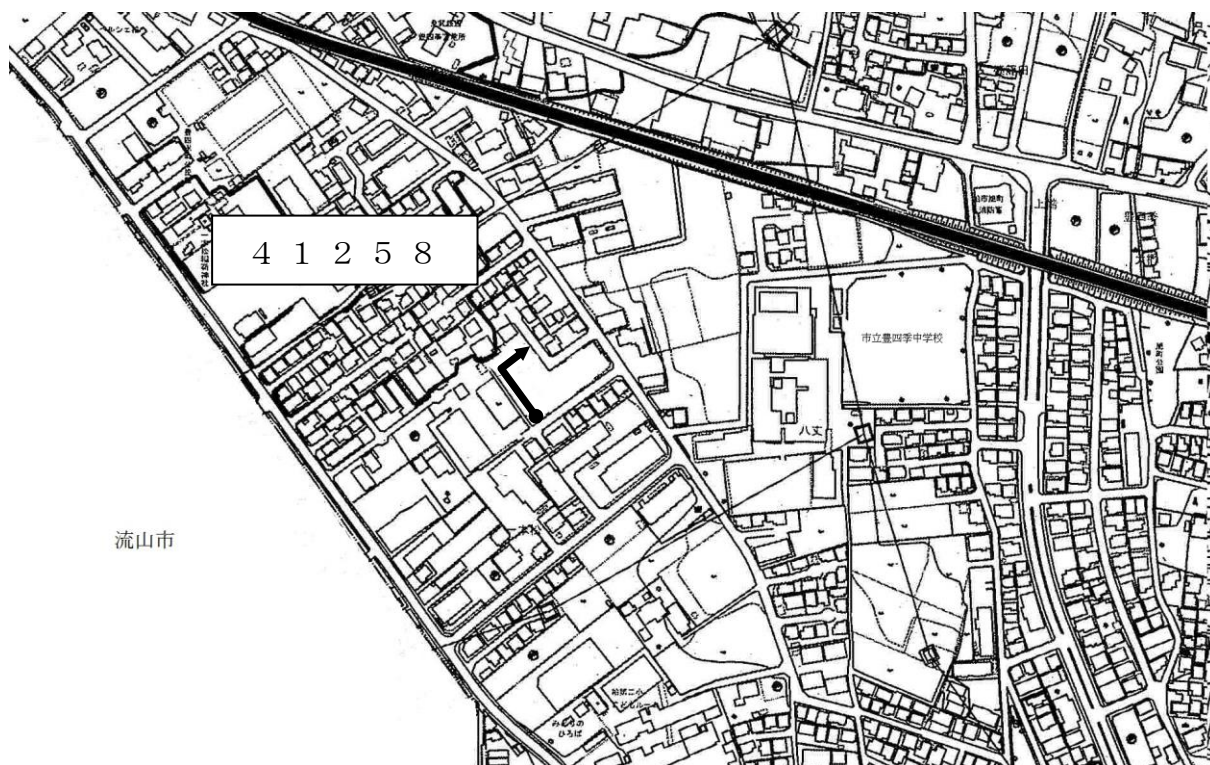
流山市



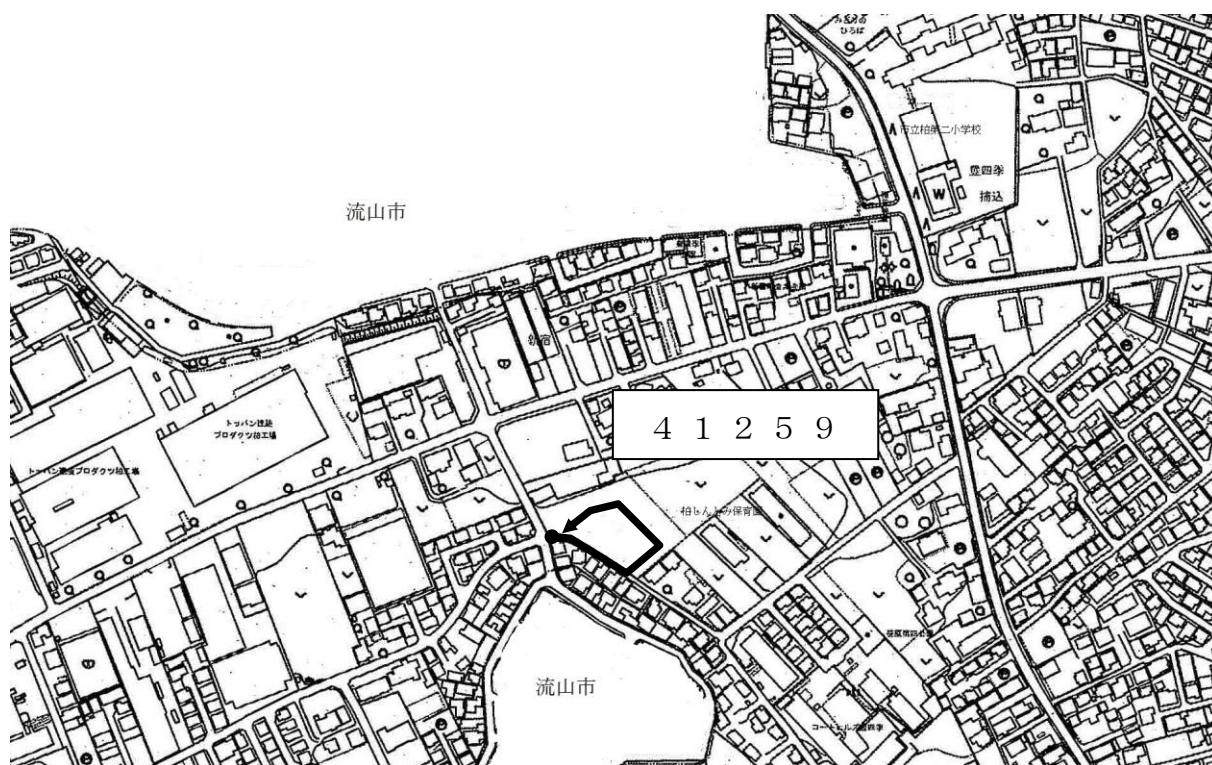
整理番号 1 1, 1 2 (篠籠田, かやの町) 開発行為による帰属



整理番号 1 4 (豊四季) 開発行為による帰属



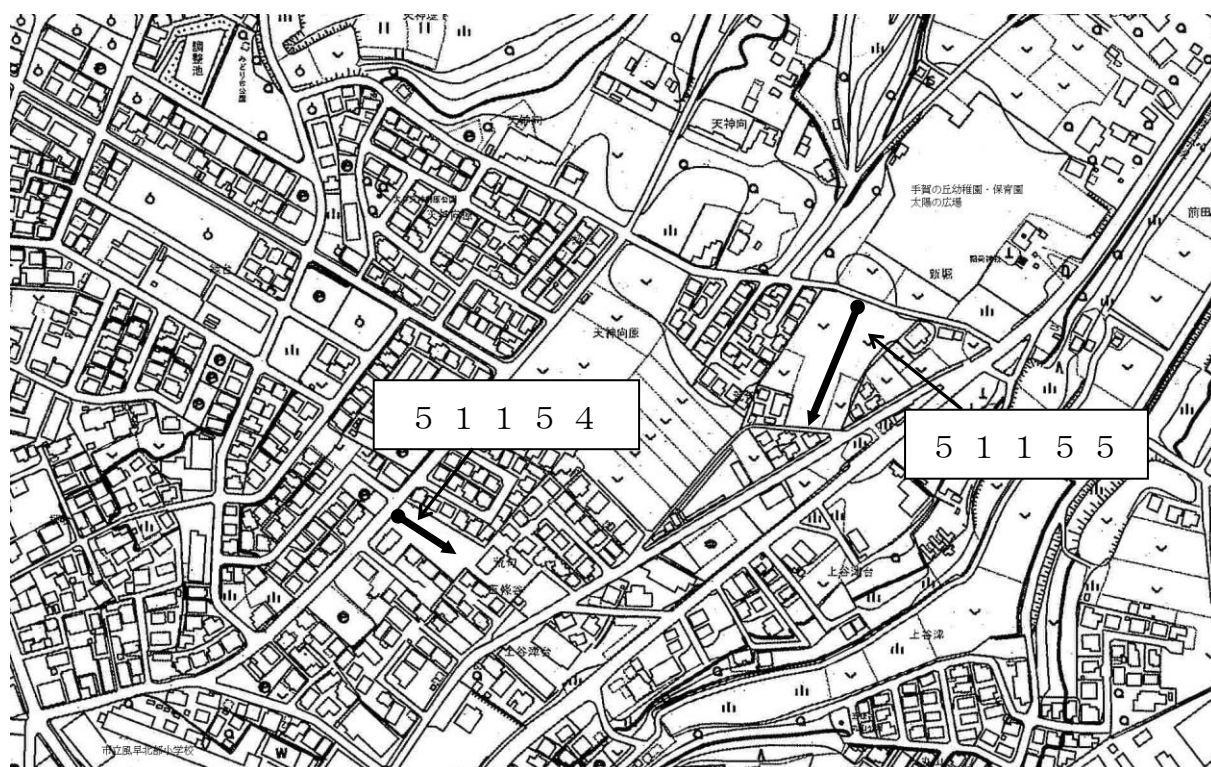
整理番号 15 (豊四季) 開発行為による帰属



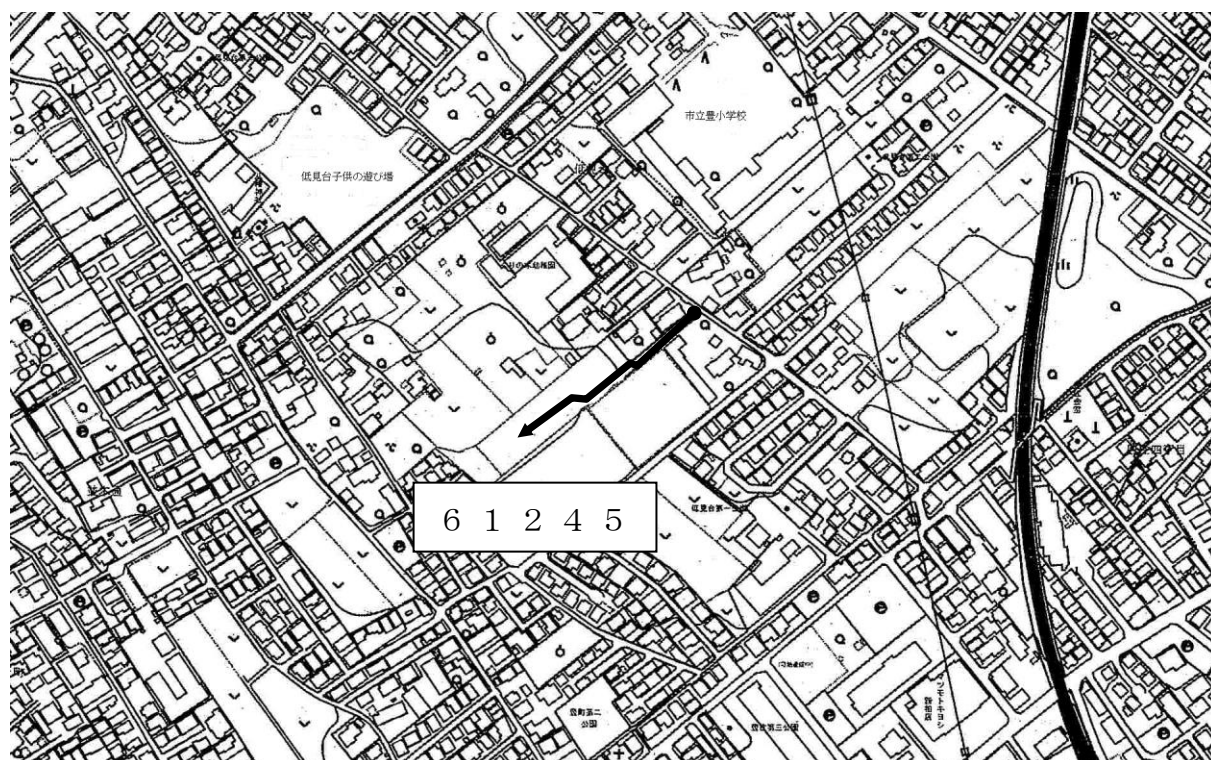
整理番号 16 (八幡町) 開発行為による帰属



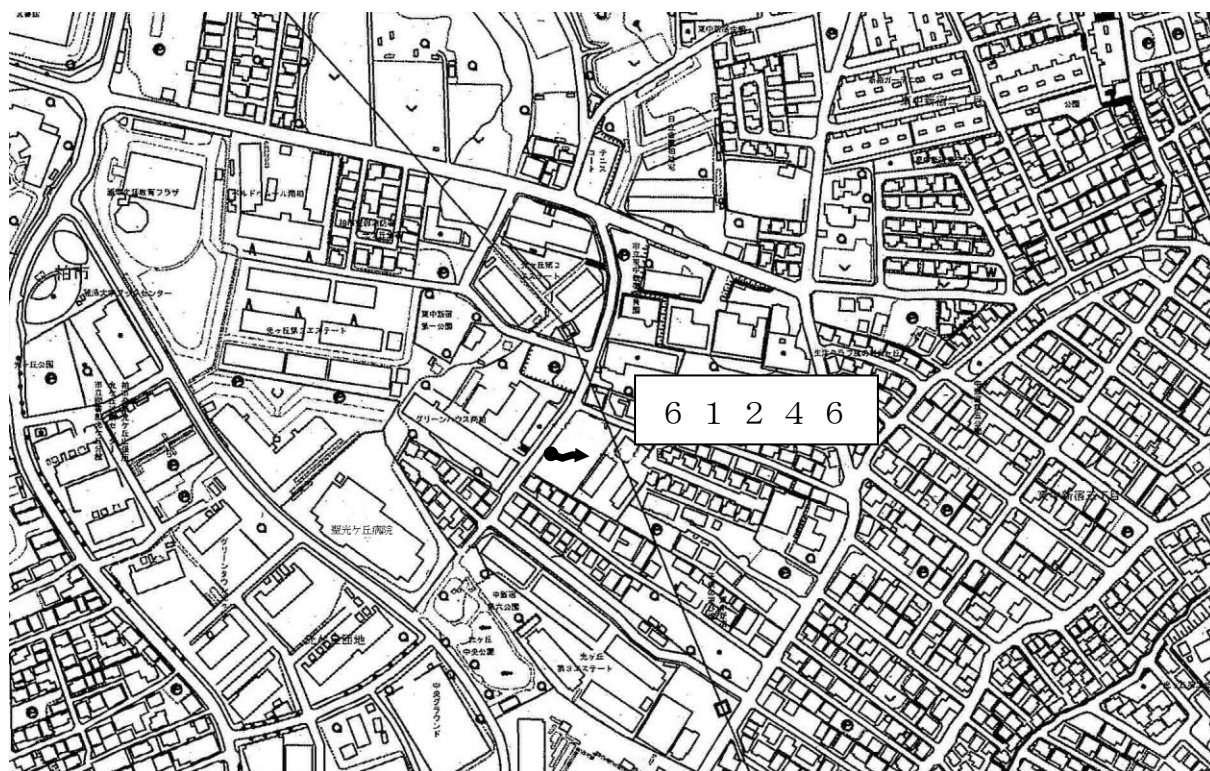
整理番号 17, 18 (大井, 五條谷) 開発行為による帰属



整理番号 19 (豊四季) 開発行為による帰属



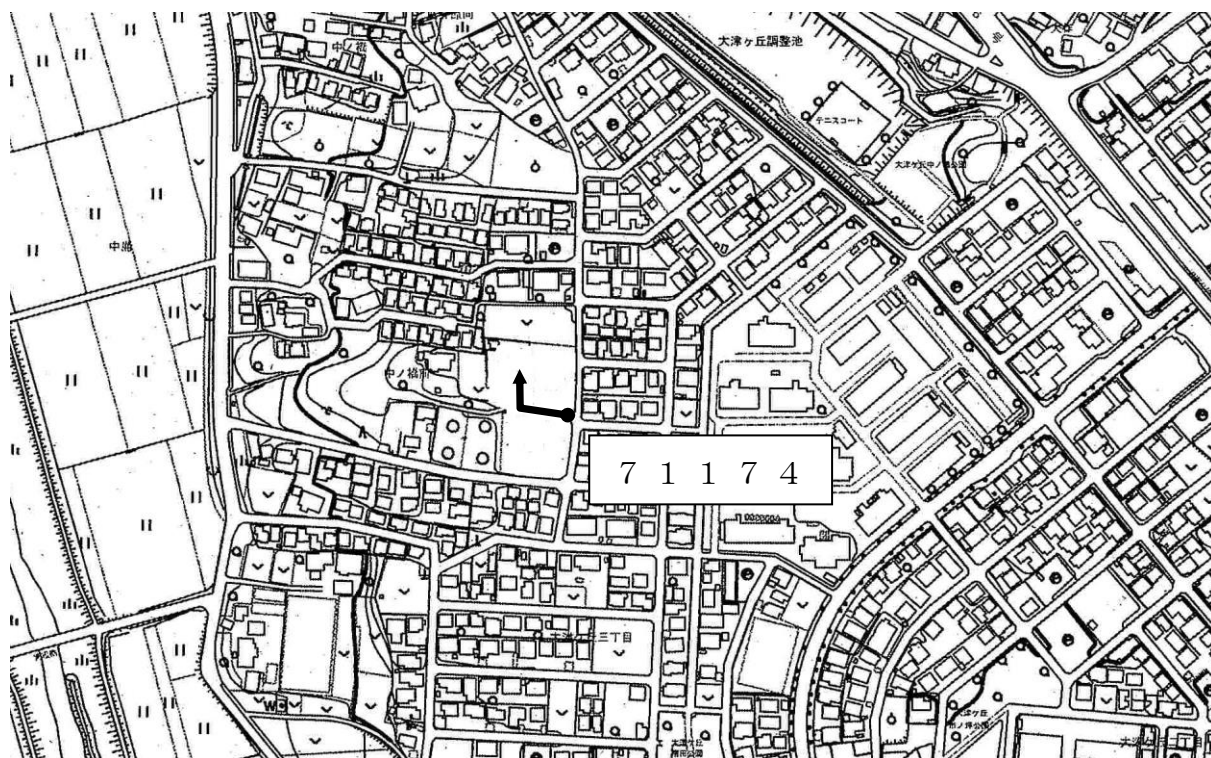
整理番号 20 (東中新宿四丁目) 開発行為による帰属



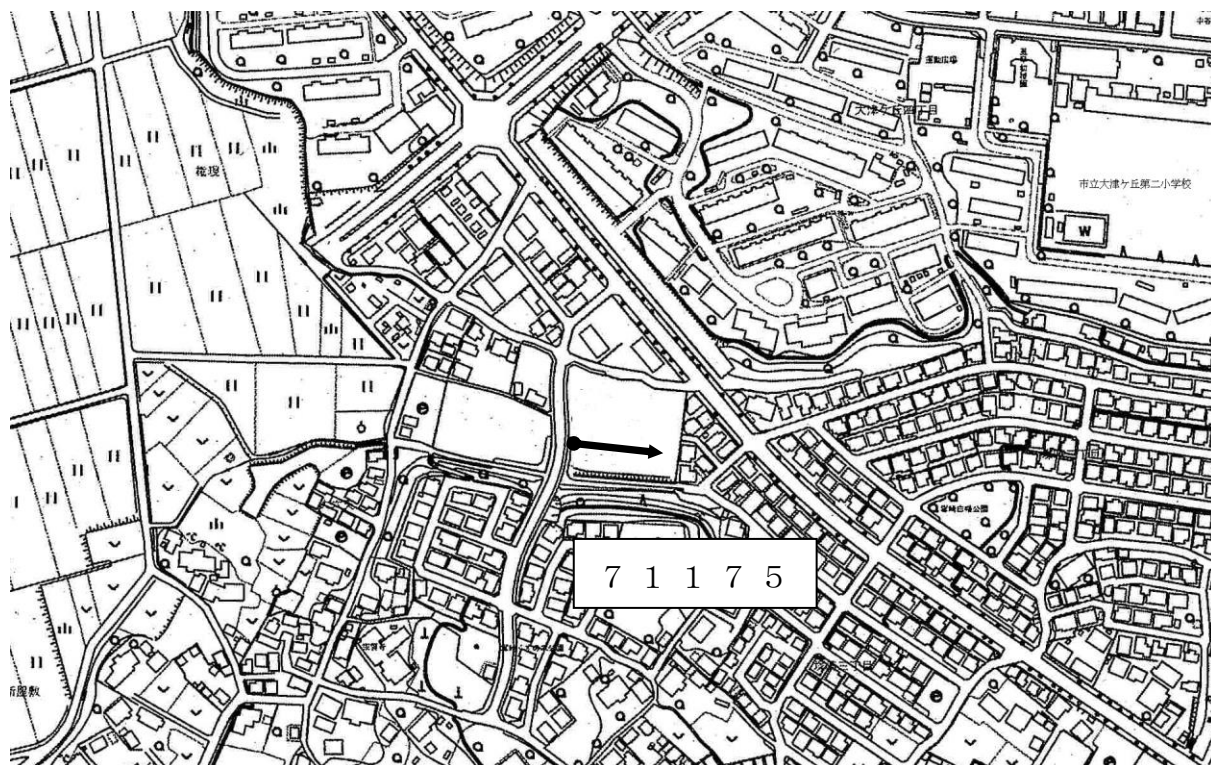
整理番号 21 (増尾四丁目) 開発行為による帰属



整理番号 22 (大井) 開発行為による帰属



整理番号 23 (塚崎) 開発行為による帰属



整理番号 24 (塚崎) 開発行為による帰属



整理番号 25 (南増尾四丁目) 開発行為による帰属



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 4年 9月 2日提出

柏市長 太田和美

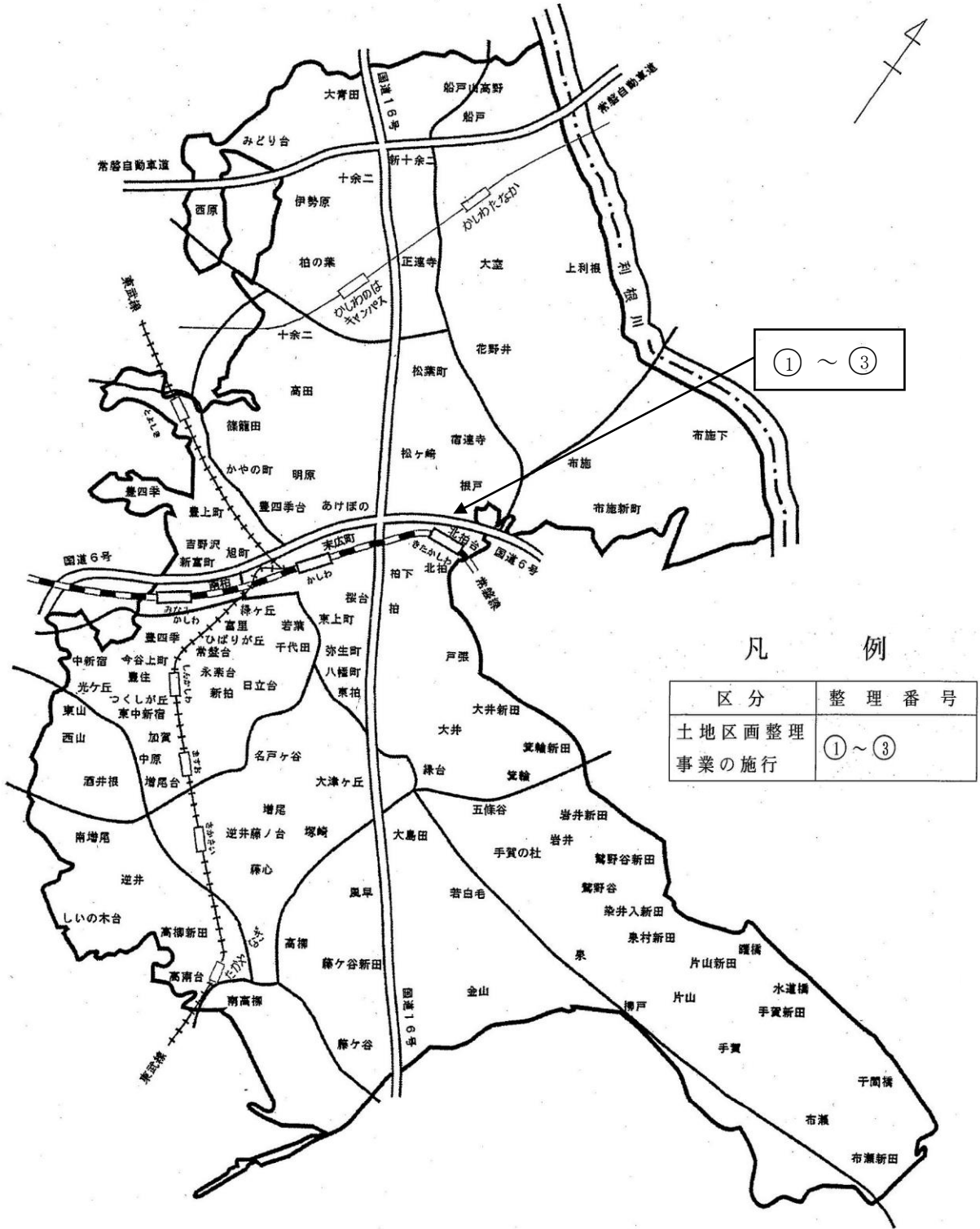
提案理由

土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線を廃止したいので提案する。

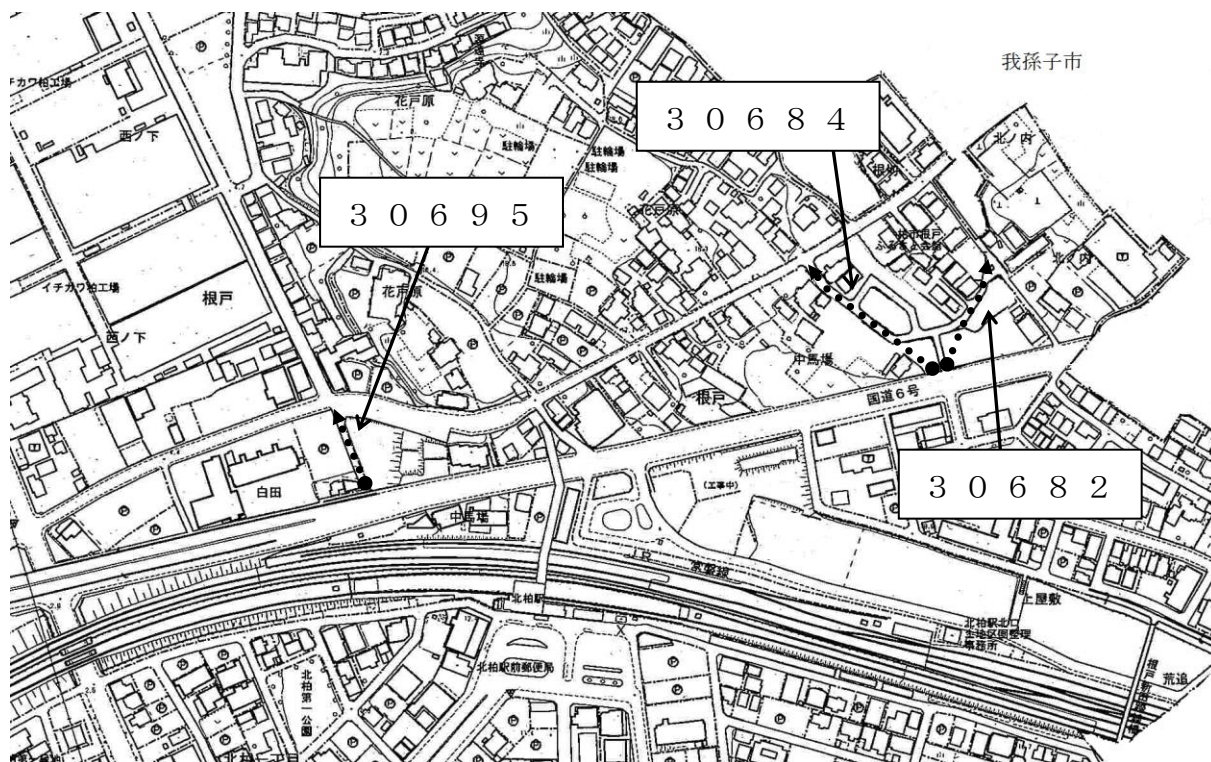
整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	30682 号線	根戸字中馬場 1829-15	
		根戸字北ノ内 1791-1	
2	30684 号線	根戸字中馬場 1838-1	
		根戸字中馬場 1827	
3	30695 号線	根戸字白田 2011-6	
		根戸字中馬場 1908-1	

議案第16号資料

市道路線廃止関係（数字は、議案に記してある整理番号）



整理番号1から3まで（根戸） 土地区画整理事業の施行



千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和 5 年 4 月 1 日から四市複合事務組合を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体に加えること及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

四市複合事務組合を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体に加えたいため提案する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第2第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 17 号資料

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係) (千葉市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで 略) 安房郡市広域市町村圏事務組合 (長生郡市広域市町村圏組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)		別表第1(第2条関係) (千葉市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで 略) 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 (長生郡市広域市町村圏組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)	
別表第2(第3条第1項関係)		別表第2(第3条第1項関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務から第3条第1項第10号に掲げる事務まで 略		第3条第1項第1号に掲げる事務から第3条第1項第10号に掲げる事務まで 略	
第3条第1項第11号に掲げる事務	(銚子市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで 略) 安房郡市広域市町村圏事務組合 (長生郡市広域市町村圏組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)	第3条第1項第11号に掲げる事務	(銚子市から君津郡市広域市町村圏事務組合まで 略) 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 (長生郡市広域市町村圏組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)
第3条第1項第12号に掲げる事務から第3条第1項第16号に掲げる事務まで 略		第3条第1項第12号に掲げる事務から第3条第1項第16号に掲げる事務まで 略	